

國體詩

特240  
222



始



特240  
222

岩崎行親著



# 詩



國學部



大正十三年七月北海道帝國大學教授農學博士宮部金吾先生が岩崎先生を鹿兒島に訪問せられし際、第七高等學校造士館をたづね、岩崎先生の胸像前にて撮影せられ、同窓同級の親友内村鑑三氏に贈られしものなり。

上、岩崎行親先生胸像

右、宮部金吾先生  
左、岩崎行親先生



土・岩瀬洋馬主権者

土・岩瀬洋馬主  
官・宮田金吾主

同様の馬支内村三ノ宮の御さしよのり。

サシヨノ御・奉子高松學科士館主トシ、岩瀬洋馬主の權者前ノテ御導せらる。同定  
大五十三平子且非新道帝國大學員對員學科士官田金吾主トシ岩瀬洋馬主トシ鹿泉島ノ御間

國  
體  
篇

岩崎行親先生書



## 序

嶽東翁逝きて十年、翁の國體詩は生前大なる反響なく、徒らに匣底に葬られしも土中の寶玉は、たとひ埋もるとも、本來の光を失ふものに非らず。時代の流は遂に寶玉を洗ひ清め、燦爛たる光輝を放たしむるに至る。

翁の人となりを、最も簡明に物語る、日本に於ける『キリスト』教界の偉人内村鑑三先生の岩崎先生古稀祝賀會の祝典に當り、贈られし金玉の文字、岩崎行親觀を卷頭に掲げて序に代ゆ。

昭和十一年秋季皇靈祭當日

磯 敬天舎に於て

編 者

## 岩崎行親君と私

内 村 鑑 三

岩崎行親君を私が初めて知つたのは明治九年でありました。其時私共は今の第一高等學校の前身なる大學豫備門の最高級に在りて、我國師範教育の指導者たる米人スコット氏より、初めて教育らしい教育を受けました。此時私共は初めて教育の外より知識を注入する事に非ずして、内なる知能の開発にある事を知りました。岩崎君も私も、他の多數の同級生と共に、私共の生涯の全部を通して米國人スコット氏に負ふ所甚だ多きを忘るゝ事は出来ません。

翌年の明治十年に岩崎君も私も北海道札幌農學校の生徒募集に應じ、同年秋海路札幌に往きました。茲に私共に取り終生忘るべからざる最も樂しき教育を受けました。札幌に於て私共を薰陶して呉れました最良の教師は人なる教師に非ずして、生ける其儘の天然でありました。其時北海道はまだ造化の手を離れた計りの國土でありまして

いとも美はしき樂園でありました。私共は此處に青年時代の四年を過しました。私は度々思ひます、私が私の子供に施してやりたい教育は、私が岩崎君並に他の學友と共に札幌に於て受けた教育であると。然し斯かる教育は今望んで受けることも授けることも出来ません。其の理由は北海の樂園は失せて跡方なきに至つたからであります。人なる教師はいくらでもあります。人の設けし設備はいくらでも設けることが出来ます。然し乍ら壞たれし天然は再び之を取返す事は出来ません。北海道も亦俗人の手に委ねられて其汚す所となり、青年の心を潔め其志を高かむる能力を失ひました。今や北海道帝國大學は札幌農學校の繼續者として存在しますが、其の教育上の威力に至つては到底舊い小さい農學校に及ばないと思ひます。それは大學に有り得ないものが農學校に有つたからであります。石狩平野の處女林、其樹木に巢を作りし鳥類、其樹影に咲く雜草、石狩、千歳、豊平の諸流に群がりし魚類、是等が最良の教師でありました。そして是等の物が俗人輩に取盡されて、北海道は青年薰陶の爲の最も良き教師を失つたのであります。位階勳章に誇る此世の博士等を幾人連れ來りても、到底天然自

身が施すやうな善き教育を施すことは出来ません。

札幌農學校在學中、私共は精神的に一大事件に遭遇しました。それは西洋の宗教たる基督教の勧誘でありました。私共同級生二十有餘人中、半ばは之に應じ、半ばは之を拒みました。そして岩崎君は拒みし仲間の一人であり私は應ぜし者の一人でありました。斯くして甚だ親密なりし二人の友誼に大なる罅が入りしやうに見えました。斯くして數年を過し、私は東京に出で、明治十七年に私費で米國に渡り、苦學四年にして歸朝しました。そして基督信者に成りし私が基督教國の米國に留學して、一人の友人も作らず、一仙の寄附金を持たずして歸朝したのであります。私が大なる淋しみを感ぜざるを得ませんでした。其時私を見舞ひ呉れし者が同窓同級の友岩崎行親君でありました。君と私とは宗教を異にしましたが境遇と道徳を共にしました。貧困は私が持つて生れた運命でありました。之に加ふるに日本人特有の道徳的觀念でありました。死すとも外人のパンを食はずとの意氣がありました。貧困と日本道徳、此の二つの事に於て岩崎君と私とは一致しました。そして此の二つのものが私共を繋いで今日に至

りました。私の友人中で、岩崎君が最も善く私の日本魂（『ニッポンコン』と読んで下さい『ヤマトダマシヒ』には語弊があります。）を解つて呉れる者であります。それは君自身が日本魂の塊であるからであります。基督信者と云へば大抵は日本魂の喪失者でありますに拘はらず、幸か不幸か私は大切に之を守つて來た積りであります。私はそれが爲に今日猶ほ外國宣教師や我國基督信者全体に嫌はれます、然し乍ら彼等に嫌はるゝ理由が岩崎君の如き人等に知遇を辱うする理由であります。得失相償ふと云ひませう乎。私は岩崎君一人を友として持たんが爲に、外國宣教師千人に異端者として取扱はるゝ事を却つて喜ぶ者であります。

北海道成育の私共は終生北海道を離れずと決心しました。然るに運命は私共を驅つて私共を思はざる所に逐ひやりました。岩崎君は我國の南端鹿兒島に逐ひやられて其終生の業を遂げられました。私は獨り東京効外に陣を張り、私の宗教を以て天下を相手に闘ひました。そして天は私共の不遇を憐んで下さいまして、私共相應の成功を以て、私共の努力に報いて下さりました。岩崎君は薩南に健兒を養成して、日本改造の

基礎を据ゑられました。私は東京に在りて基督教の國土化に従事して是れ又幾分成功を以て恵まれました。骨を北海道に埋めずと雖も靈は少くとも日本全國を掩ひました。岩崎君が古稀の祝賀を受くると聞いて私も遠からず同一の齡に達する事を知ります。然し七十が百でも問ふ所でありません。何か少しでも永遠的事業に携はる事が出來て世に生れ出た甲斐があるのであります。人は裸にて母の胎を出て裸にて逝くのであります。貧も一時であります。富も一時であります。位階勳章も此世限りの名譽であります。死して死なざるものは正義に由つて生きた生涯であります。今より半世紀前に東京神田一つ橋外、大學豫備門のスコット氏の教室に於て初めて君の貴品高き容顏に接せし時の事を思ひ、轉た感慨に堪へません。

百年の半ばを共に過し來て

うれし涙に咽ぶけふかな。

大正十五年十一月十八日東京市外柏木

『預言寺』の書齋に於て草す。

### 國體詩作者の傳

岳東岩崎行親先生は香川縣に生れ、幼にして、國漢學を修め、明治十四年札幌農學校第二期生として内村鑑三、新渡戸稻造、宮部金吾、南鷹次郎、故廣井勇氏等と共に卒業した、先生は王政復古の際國事に奔走した嚴父の血を承けて終生愛國の精神を以て一貫した人である。明治二十七年以來鹿兒島縣下で教職に就き三十四年中學校長より第七高等學校造士館長に轉じ大正元年病を以て引退靜養し、大正七年實業家田中省三氏にたのまれ、大隅國福山中學校を建て、校長となり校内に敬天塾を建て、大西郷の人格に私淑して敬天愛人の精神を標榜して子弟の精神的訓育に勉め地方人より福山聖人と呼ばれる。國體詩は先生が大正十年夫妻相携へて、伊勢神宮に參拜して所感を七言の詩に作り敬天塾の塾生に與へたものである。大正十三年退職後、鹿兒島郊外に閑居してゐたが、昭和三年四月廿四日先生が嘗て、自分の學校の出身者中出征戦死した者のため自費にて城山に建立した忠芬義芳碑の招魂式當日、懇親會場で卒倒し、廿六日門下生に對ひ「日本の現状では死にたくない、後は宜しく諸君にたのむ」と遺言し七十二歳にて長逝された。

### 國體篇

岳東岩崎行親

大正十年八月初旬夫妻相携、謁ニ於伊勢、大廟ニ賦ニ所懷ニ以自勵矣  
塾生稱此詩曰國體詩

邈兮二千六百秋。	日東肇國基神籌。
國體之優風土美。	宇內萬邦無匹儔。
豐葦原之瑞穗國。	是我子孫君臨域。
行兮爾就而治之。	寶祚天壤無窮極。
神訓炳乎如日星。	施之萬世民心寧。
三種神器教君道。	傳之無窮帝德馨。
我皇神孫無姓氏。	日本爲家君父比。

億兆齊仰一家君。  
欲孝親者須忠君。

忠孝一致君國一。  
皇道元來民爲重。  
黨閥跋扈激民心。  
歷代聖主好行仁。  
況復明治聖天子。  
近歲狂風捲歐土。  
或唱平等或民主。  
一利一害屬空論。  
國各有粹開和平。

義乃君臣情父子。  
欲愛國者須愛君。

我國憲法存古文。  
中世封建紊一統。  
聖君宸憂庶民共。  
忠良補佐民歸淳。  
垂範百王感九垓。  
大厦驟破獨塊魯。  
或說共產或廢武。  
畢竟惡政構怨府。  
失之者衰存者榮。

新說何必盡荒誕。  
採長補短祖先法。  
嗚呼美哉日東君子國。  
嗚呼優哉萬世一系君。

辛酉之夏炎蒸酷。  
清風颯々掃心塵。  
我幸得爲此土氓。  
獨耻寸毫未酬國。  
願賴皇天神靈威。  
願吸聖域一團氣。

他山石足攻我瓊。  
吸收同化我人情。  
上下同心一其德。  
列聖相承垂功勳。  
來謁大廟脫汚俗。  
靈流潺々洗煩塊。  
六十餘年浴恩榮。  
殘軀聊期供犧牲。  
磨勵心鏡斷正違。  
涵養精神足有爲。

國體詩

邈兮二千六百秋  
(ばくたり・二千・六百・しう)

日東肇國基神籌  
(日東國をけじむる・神ちうに・基く)

國體之優風土美  
(國體のいう・風土の・美)

宇内萬邦無匹儔  
(うだい・萬ぼう・ひつちう・なし)

豐葦原之瑞穂國  
(豐あし原の・みづほの・國)

是我子孫君臨域  
(これ我・子そん・君りんの・いき)

行兮爾就而治之  
(行け・なんぢ就て・之を・治めよ)

寶祚天壤無窮極  
(寶そ・天じよう・きう極・なからん)

神訓炳乎如日星  
(神訓・へいこととして・日星の・如し)

施之萬世民心寧  
(之を・萬世にほどこして・民心・やすし)

三種神器教君道  
(三種の・神器・くん道を・教ふ)

傳之無窮帝德馨  
(之を・無窮に傳へて・帝徳・かんばし)

我皇神孫無姓氏  
(我が皇・しん孫・姓氏・なし)

日本爲家君父比  
(日本を・家となし・君・父に・比す)

億兆齊仰一家君  
(億ちよう・ひとしく仰ぐ・いち・家君)

義乃君臣情父子  
(義は・すなはち君しん・情は・父子)

欲孝親者須忠君  
(親に・孝せんと欲する者はすべから  
く・君に・忠・すべし)

欲愛國者須愛君  
(國を・愛せんと欲する者はすべから  
く・君を・愛すべし)

忠孝一致君國一  
(忠孝・一つち・君・國・いつ)

我國憲法存古文  
(我が國・けん法・古文を・存す)

嗚呼美哉日東君子國  
(あゝ・美なるかな・日東・君子こく)

上下同心一其德  
(上下・心を同じうして・其の・徳を・一にす)

嗚呼優哉萬世一系君  
(あゝ・優なるかな・萬世・一けいの・君)

列聖相承垂功勳  
(列せい・相うけて・功くんを・垂る)

一、國體詩は岩崎先生著『日本教訓詩』の國體篇なるが朗吟し易からしめん爲め皇風會鹽澤健氏等其の三分の一を抄録し全國の學生に推奨吟咏せしめたるものなり。

一、本篇の讀方は總て著者の遺稿に據る。

一、本篇は合吟に際し齊唱に便ならしめんが爲、句点を附し參考に資せり。

國體篇譯解

(嶽東岩崎行親述)

## 國體篇

『大正十年八月初旬夫妻相携謁於伊勢大廟賦所懷以自勵矣  
塾生稱此詩曰國體詩』

邈兮二千六百秋。

日東肇國基神籌。

國體之優風土美。

字內萬邦無匹儔。

【讀方】 邈たり二千六百秋。日東國を肇むる神籌に基づく。國體の優風土の美。字内萬方匹儔なし。

【解釋】 神武天皇さまの御即位は、本年（昭和二年丁卯の年）から二千五百八十七年前のこと、西暦では、耶穌の生誕前六百六十年の事でありました。全世界どの國と較べても、そんなに建國の悠久で、而も同じ王朝の永く續いた例はないのであります。

元來日本の建國は多くの他の例にある如く、或る民族が突然來つて他の民族を亡ぼし、或は之を追つ拂つて、腕力を以て國を奪ひ取つたのでなく、大和民族乃ち天孫人種の主權者が、適當な候補地を十分に研究し、且確定して置いて、其一族と協議を遂げ萬遺憾なきを期した上、再三使者を以て、其一部を占領して居たる民族に交渉を遂げ、正當なる手續を以て此の國土を占領せられたのであつた。かくの如き占領の方法は、他に類例は殆んどないのであります。

日本書紀の神代卷によれば、須佐之男命、姉君に罪を得て、群臣其罪を議して命を追ふ、命は逐はれて出雲の籬の川上に至り、オロチを平け寶劍を得て、之を天照皇大神に献じ、足名稚手名稚の娘奇稻田姫を娶りて、出雲の須賀の地に宮作りして住み給ふ。須佐之男命須佐の宮を作り給ふ時、其地より雲立ちのぼりければ御歌を作り給ふ。

夜久毛多都伊豆毛夜幣賀岐都麻基微爾夜幣賀岐都久流曾能夜幣賀岐遠。

之より、須佐之男命の子孫繁昌し給ふ、須佐之男命の後は八嶋土奴美神の系と、大

年神の系と二派に分れるのである。

奇稻田姫の子をば、八嶋土奴美神といふ。此神、大山津見の神の女の、大市比賣を娶りて、大年神を生む。其兄八嶋土奴美神は、大山津見神の女、木花知流比賣を娶りて、布波能母遲久奴須奴神を生む。此神、游迦美神の女、日河比賣を娶りて、深淵の水夜禮花神を生む。此神天之都波閉知泥神を娶つて、游美豆奴神を生む。此神布怒豆奴神の女、布帝耳神を娶りて、天之冬衣神を生む。此神刺國大神の女、刺國若比賣を娶りて、大國主神、亦名、大穴牟遲神といふ。亦の名は葦原色許男神、亦の名は、八千矛神、亦の名、宇都志國玉神といふ。並せて五ツの名あり。

大國主神、出雲の大御神の御前に坐す時に、波穗より天の羅摩船にのりて、鵝の皮を内剝に剥ぎて衣服となし歸來る神あり、その名を問ふと雖ども答へず、其所從の諸神に問へども答へず、多邇久といふ神はいふ、之は久延昆古ぞ必ず知らんと、即ち久延昆古をめして問へば、之は神產巢日神の御子、少名昆古那神なりと。故に神產巢日御祖神に申し上ぐれば、之は實に我子なりとのたまへり。大國主神と少名彥神と義兄

弟となりて、此國土を經營し給ひしが、其後少名毘古神は、常世國、乃ち海外に歸り給へり、是に於て大國主神愁ひ給ふて曰く、我獨りいかでか此國を經營せんと、此時海を光らして來る神あり。其神の言ふにはよく相共に經營せんと、乃ち大年神にして其子孫產業に功あり。右の如く、大國主の子孫と、大年の神の子孫と、益繁昌し給ふ。

かくて日本國本土の人口、だんく繁殖し、國土の經營もすゝむに従ひ、天照大御神は豊葦原の千五百秋國は、我御子正勝吾勝建日天之忍穗耳命の知らすべき國と言因たまひ、之に於て天の忍穗耳命天の浮橋に立て、詔く豊葦原之千五百秋の水穗國は、伊多久さやぎてありけりとのたまひて、更に還り上りて天照大御神に請ひたまひ、高御產榮日神天照大御神の命を以て、天の安河の河原に、八百萬の神を集めて、思兼神に思はしめて、詔く、この葦原の中國は、我子の知らす國と言依し給へる國なり。此國にちはやふる國神のあらぶる神多し、何れの神か使はして可ならんと。依て思兼の神、及八百萬の神に謀りて、天の菩比の神こそ宜しからんと。然るに天菩比神は、やがて大國主の神にこび、三年を経るも復命せず。

之に於て、高產靈神と、天照大皇神は、又諸の神に問ひ謀りたまひて、天津國玉神の子、天若日子を遣し給へるに、若日比其國に下り、大國主の女の下照比賣を娶り亦其國を獲んと謀りて八年に至るも復命せず、故に天照大御神、高御產集日神また諸神に問ふて曰へるは、若日子久しく復命せず、又何れの神をか使はさんと、遂に雉名鳴女を使はさる。之によりて、鳴女天より降りつきて、天若日子の門にある、湯津楓の上に居て、つぶさに天神の詔命のごとく語りき、爰に天佐具賣此鳥の言ふことを聞きて、天の若日子に告げて言はく、此鳥は其鳴く聲いと惡し、故に射殺したまへと言ひければ、即ち天の若日子曩に天降る時、天神の賜ふ處の波士弓と、天の加久矢を持ちて其雉を射殺す。其矢雉の胸より通りて逆に射上けられ、天の安河の河原にいます、天照大御神、高木神の御所に至りぬ。此高木神は、高御產集日神の別の名なり。故に高木神其矢を取りて見給へば、此矢の羽に血が附きたり。之に於て高木神は、此矢は若日子に賜へる矢なりとの給ひき。即ち諸神等に示し給へるには、若し天若日子命をたがへず、惡鳥を射たりし矢のたつたならば、天若日子にあらず、若し邪心あらば、

天の若日子此矢にまがれとのり給ひて、其矢をとらへて、その矢の穴よりつきかへしし賜へば、天の若日子胡床にねたるたかむなかたにあたり以て死す。亦其雉かへらず。故に今諺に、雉のひた使といふは是なり。故に天若日子の妻、下照比賣の哭聲風のひびきと共に天に到りしかば、天若日子の父、天津國玉神、及妻子之を聞きて降り來りて悲しむ。乃ち喪屋を作り、河雁を佐理清とし、鷲を掃持、翠鳥を御食人とし雀を確女とし、雉を哭女とし、かく定めて日八夜八以て遊びたりき云々。右の如くして天若日子の葬儀が行はれたのである。

扱天照大御神は、三たび天使を使はされんとして、群神に御謀りになりましたが、思兼神、及諸神の申されるには、天の安河の河のほとりに居ます、名を伊都之尾張神、さいな神こそ遣はされしかるべし、若又此神でなくば、建御雷之男神遣はさるべし。且又天之尾張神が、天安河の水を逆に塞いで、道を塞ぎ居りますなれば、他神は行くことはできませぬ故に、別に天迦久神を遣はして問ひ給ふべしと、奉答されたのであります。故に天迦久神を遣はして、天尾張神に問はしめ給ひしに、畏み仕へ奉らんも

此道にはわが子建御雷神こそ遣はされて然るべしと申しければ、乃ち建御雷神に天鳥船神を添へて遣はされたのである。この二神、出雲の伊那佐の小濱に降りて、十掬の劔を浪穂に逆しまに刺して、其劔の前に跌坐して、大國主神に問ひて云く、天照大御神高木神の命を以て問ひに使はされたのである。汝がうしはける葦原中國は、我が御子の知らさむ國と言依さし給へり。汝が心はいかにとありければ、大國主神は曰く、我子八重言代主神より申上ぐべしと。然るに、彼は今鳥遊取魚に往きて不在である故に、天鳥船神を遣はして、八重言代主神を召し來りて問ひ給ふに、彼は大國主神に言ひて曰ふには、かしくし此國は天神の御子にたてまつらむと、其船をふみかたぶけて天の逆子を青柴垣に打成して隠れましき、故に大國主神に、事代主神の言をつけ、尙此の外に告ぐべき子ありやと問ひ給ひければ、わが子に尙、建御名方神あり、之をおきては外になしと言へり。

かく申されける折しも、建御名方神、千引の岩をたな末にさげ來りて、わが國に來りてかく物申すは何人であるか、いでわが武勇の程を知らせんと言ひければ、こな

たより先づその手を取らんとすれば、其勢に避易し、かなはじとや思ひけん、建御名方神はおそれてあとしざりしければ、其手を取らんと言ひ歸して取り給へば、さながら若葦を取るがごとく、掴み摧ぎて投げ離し給へば、即ち逃去りぬ。こちらは彼を追ひつめ、科野國なる州羽の海に至り、正に殺さんとする時、建御名方神曰く、かしこし我を殺したまふな、この地を除きては他處には行くまじ、又我が父大國主神の命に違ふまじ、この葦原の中つ國は、天神の御子の命のまに／＼たてまつらむと。天使は乃ち大國主神に、事の次第を物語り給へば、大國主神はわが子兩人と同様に仰のまにまにこの葦原の中津國を、天津日嗣の御子にたてまつらんと言ひける。

右は古事記の神代の卷に示せる、天照大御神が、この日本國の本洲を、萬世一系繼承の地と定めたまいたる次第であります。大日本帝國の建造は、全く天津神達に御諮詢遊ばされ、衆議の結果であつた頗る穩和な方法で占領遊ばされたのであるから、世界中の他の獨立國の建國とは、全く趣を異にして居る。扱又風土の美に至ては、今更喋々を要せぬのである。是は世間普通のお國自慢でない、地理地質の學理上から見て

も動植及礦物の分布から言つても、國防上から言つても氣象學から言つても、決して欠点のない適好の場處を、御選定遊ばされたのである。

豊葦原之瑞穂國。

是我子孫君臨域。

行兮爾就而治之。

寶祚天壤無窮極。

【讀方】 豊葦原の瑞穂の國。是れわが子孫君臨の域。行け爾就て之を治めよ。寶祚天壤と窮極なからん。

偕て、新に國を建造されるべき國土の土人には、もはや何等の故障もなしと認められたから、天照大御神は、高木神の命を以て、皇太子の正勝吾勝勝速日天忍穂耳命のりたまふには、今や葦原の中國を平げ訖へたりとの事なれば、かねて申しきけたるごとく、天降りて此國を知しめせと詔り給ふたのである。皇太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命之に答へてのり給ひけるは、我は仰に従ひ天降らんとして、そのよそほひを仕りつゝあるに、子供が生れました。其名を天邇岐志國邇岐志天津日高子邇々藝命と申します、どうか此者を降すことを御許しを願ひ奉ります。此子は高木神の女、萬

幡豊秋津師比賣に生せた二子の一で、一子は天火明命、次を日子番能邇邇藝命と申しますが、どうぞこの第二子を、豊葦原の水穂國の君と定めたふござりますると申上たまひ、勅許を得られたのである、その時天照大御神は、豊葦原の水穂の國は、爾知らさむ國なりと言依さし賜ふた。是は乃ち萬世一系の君を立てたまひ、日本の國體は實に此に定まつたのであります。

日本書紀に曰く、天照大神敕皇孫曰豊葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王地也  
宜爾就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮矣と見へて居る。

爰に又日子番能邇邇藝命は、天降り給はんとする時に、天の八衢に居て、上は高天原を光らし、下は葦原の國をてらす神があつた。托天照大神は、高木神の命を以て、天宇受賣神にのり給ふに、爾は手弱女なれども、伊牟迦布神とて、面勝神である故に專ばら爾往きて問はんには、吾子天降らんとする道にあたつて、その様にして居るのは誰であるかと言はしめた、其時彼は答へて言つた、我は國津神で名を猿田彦といふこゝに出て居るのは天神の御子が、天降り給へると聞いて御前に仕奉らんとて、參り

たるのでござると言ふた。之に於て天津兒屋根命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命併せて五神を加へて天降らせ給ふ。この五神は天孫に従ひ降り、永く皇室の藩屏となり給ひたるのであります。(因に曰く天兒屋根命は中臣連等の祖で、官幣大社大鳥神社の主神である。布刀玉命は官幣大社安房神社一名玉前神社の主神と見られて居る、忌部首等の祖、天宇受賣命は猿名君の祖、玉祖命は玉祖連等之祖なり。)

神訓炳乎如日星。

施之萬世民心寧。

三種神器教君道。

傳之無窮帝德馨。

【讀方】 神訓炳乎として日星の如し、之を萬世に施して民心寧し、三種の神器君道を教う、之を無窮に傳へて帝德馨し。

【解釋】 又天照大御神は御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝ぎ給ひ、吾が子、之を視んことまさに我を視るが如くなるべし、と共に床を同ふし、殿を共にし以て齊

鏡となすべし、と宣ひ給ふ。又八坂瓊の曲玉と、天の叢雲の劔とを加へて三種とす、又この鏡の如くに明らかな心もちて、天下に照臨したまへ、八坂瓊のひろがれるが如く曲妙（圓滑）を以て天下をしろしめせ、神劔を提げて、そはざる者を平げたまへ、と勅のりましきけるとぞ（神皇正統紀）此國の神寶にて、皇統一種たゞしくましますこと、誠に是らの勅に見へたり。三種の神器世に傳ふること、日月星の天にあるに同じ、鏡は日の体なり、玉は月の精なり。劔は星の氣なり。ふかきならひであるべきにや、そもくかの寶鏡は、さきにしるしはべる石凝姥命の作りたまへりし。八咫の御鏡、玉は八坂瓊の曲玉とて、玉屋命の作りたまへるなり。劔は素盞雄尊の得たまひて、大神に奉り給ひし叢雲の劔なり。この三種につきたる神勅は、まさしく國を保ちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず、私の心なくして萬象をてらすに、是非善惡のすがたあらはれずといふことなし。そのすがたに従ひて感應することを徳とす、これ正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり。劔は剛利決斷を徳とす、智惠の本源なり。この三徳を翁せ受けずして、天下の治まらんこと、まこと

にかたかるべし。神勅あきらかにして、詞つゝまやかに、むねひろし、あまつさへ、神器にあらはしたまへり。いとかたじけなき事にや 中にも鏡を本とし、宗廟の正体とあふかれたまふ鏡は、明をかたちとせり。心性あきらかになれば、慈悲決斷は其中にあり、またまさしく御影をうつしたまひしかば、ふかき御心をとどめたまひけむぞかし。天にある物日月よりあきらかなるはなしよりて文字を製するにも、日月を明とすといへり。我神大日の寶にましますば、（親房卿垂跡説を信じ佛臭し、惜むべし）明德を以て照臨したまふこと、陰陽におきてはかりがたし、（親房卿宋儒の説をも信ぜるがごとし）冥顯につきて左のみあり、君も臣も、神明の光胤をうけ、或はまさしく勅をうけて、神達の苗裔なり。たれかこれを仰ぎ奉らざるべき。この理をさとり、其道にたがはず云々、（以上准后源親房卿の神皇正統記より拔萃）

藤田東湖の回天詩史曰、正統記作明三國體一正三名分一爲三神州龜鑑一而不能無二倭佛之累一嗚呼卓識如二准后一猶尙如レ此邪說之惑レ世習一俗移一人可レ不レ畏 哉

かくて天津彦火瓊々杵尊は、三種の神器を奉じて、猿田彦の先導を得て、筑紫の日向

の高千穂の櫻觸の岸に降り給ひ、事勝國勝といふ神（これも伊弉諾尊の御子なりといふ）の手引により、吾田の長狭の御崎に至り、山の神大山祇の次女、木花開耶姫を娶り給ひ、火闌命、火明命、火々出見命を生みたまふ。而して、彥火々出見尊は、神武天皇の御祖父、鵜茅葺不合尊の御父君にあらせらるのである。

我皇神孫無姓氏。

日本爲家君父比。

億兆齊仰一家君。

義乃君臣情父子。

【讀方】 わが皇、神孫姓氏なし、日本を家となし君父に比す。億兆齊しく仰ぐ一家君、義は乃ち君臣情は父子。

【解釋】 我が日本國の天皇さまは、他の獨立王國の夫のごとく、性といふものを持って居られぬ。是は建國以來、萬世一系と定まつた天の神の御末であるから、性を以て他性と區別する必要がない爲である。支那でも、天竺でも、西洋諸國でも、みな夫々性を以て居て、其家が亡びると新に他姓が代つて、其國を取るようになるのである。

他姓が國を取る毎に、國號までも改正することがある。支那には其の例が多い、又一王家が榮へて亡びた例は澤山ある、近世史では、魯國のロマノフ家、獨逸のホヘンツオルレン家、奧地リアのハプスブルグ家の如き、みな其實例である。

日本は天皇の御家庭に均しくして、建國以來この國土を、天皇の御子孫御繼承の地と定め給ひ、大和民族の惣本家であらせられ、代々の天皇がその家長であらせられる如くありますから、日本を家となし、君父に比すといふのは、この事を言ふたのであります。日本國の萬民はすべてこの家長を父と仰ぎ奉つて行くのであります。曾て人皇第二十一代の雄略天皇が仰せられた通り、我國民は天皇に對し奉りて表て向きの義理から申せば君臣の別はあるが、情から申せば親子の如き關係があります。

擬又、日本の國號に付て少しく詳細に辯じて置きたいと思ひます。前に述べたごとく、北畠親房卿は、其著書神皇正統記に於いて、我神大日の實にましませば、本地は大日にして、垂跡は天照大御神など、いつて、佛者の説に迷はされて居らるゝは、けしからぬことと思ひますから、爰には我が古史に徴して、十分に其誤りを正して置た

いのです。

倭日本は開闢の始から、八ツの重なる島から成つて居るから大八洲といふた乃ち、まづ瑕馭慮島である。

これは神代卷に、陽神陰神が天浮橋に立ちて天の沼矛をもちて、滄海をさぐりたまへる時、矛の滴りが自から凝りて島となつたから、之を淤能基呂島と名け、其嶋に天降りまして、天の御柱を見立て、八尋殿を作りて住まひ給ふと、古事記にかいてある。夫は、今の淡路島であるといつて居ますが、此島は、太古には淡道穂狭別といふたのである。次に伊豫の二名の洲である、一身に四面あつて、一を愛止比賣といふ、これは伊豫である。二を飯依比賣といふ、讃岐である。三を大宜都比賣といふ、阿波である。四を速依別といふ、是は土佐である。次に筑紫の洲をうみます。また一身に四面あり、一を白日別といふ、是は筑紫である、後に筑前、筑後、といふ二つを含む。二を豊日別といふ、是は豊前豊後である。三を晝日向といふ、是は肥の國である。後に肥前、肥後といふ。四を豊久士比泥別といふ、これは日向である。後に日向

大隅、薩摩といふ。(筑紫、豊國、肥國、日向などいへるも二神の御代の始の名にはあらざるか)次に壹岐の洲をうみます天比登都柱といふ。次に對馬の洲をうみます、天の狭手依比賣といふ。次に隱岐の洲をうみます。天の忍許呂別といふ。次に大倭豊秋津洲をうみます、天御虛空空秋津根別といふ。すべて之を大八洲といふのである。又大八洲の中津國といふは、神武天皇の御東征以來、代々の皇都であつたから、其名をとつて、餘の七洲をもすへて耶麻止といふのである。元來耶麻止と言ふのは、山迹といふのである。むかし天地分れて、泥のうるほひいまだ乾かず、山をのみ往來してその跡おほかりければ、山跡といふ山に居住せしにより、山止なりともいふ。大日本とも大倭ともかくことは、此國漢字傳はつて後、國名をかくに字をば大日本と定めて、しかも耶麻止と讀ませたのである。大日靈の御國であるから、その義をとれるのが、又日の出るところに近きがゆへにしか言へるか、義はかはれど、字のまゝに日のもとゝは讀まず、耶麻止と訓ぜり。我國の漢字を訓すること、多くかくのごとし、おのづから日のもとなどいへるは文字によれるのでありて、國の名とせるにあらず。

(神皇正統記)

後漢書に曰く倭在韓東南大海中一依山嶋一爲國凡百餘國自武帝滅朝鮮一使驛通於漢一者三十許國皆稱王世々傳統其大倭王居耶馬臺

隨書曰く日出所天子致書日沒所天子無恙

萬葉集詠不盡山一歌に曰く日本山跡國鎮十方

丹後風土記に曰く、與謝郡々家壯隅方有速石里此里海有長大石二千二百廿九尺大廣或九丈以下先名名梯立一後名久志濱一然云者國生大神伊射祭藝命天爲通行一而梯作立故云天梯一立一神霖間八伏云々

私記に曰く自擬之島也猶言自擬一也又日今見淡路島西南角少島一也

天照大御神、始まづ饒速日尊を下し給ひし時、外祖高皇產靈神十種の瑞寶を授け給ふ瀛津鏡一、邊津鏡一、八握鏡一、生玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、是なり。この尊はやく神去りたまひければ、凡國の主としてはくだしたまはざりしにや、吾勝尊下りたまふべかりし時は、三種の神器を傳へたまふ後に、

また瓊々杵尊にも授けまししに、饒速日尊はこれを得給はず、然れば日嗣の神にはましまさぬなるべし。(此事古事記の説なり日本書記には見へず)因に曰ふ、其後漢土より字書を傳へける時、倭といひて此國の名に用ひたるを、即ち領納してまたこの字をやまとと訓して、日本の如く大を加へて大倭をやまとと訓するに至つた。これは日本の如く大を加へても、又除いても、同じ訓に通用するのである。漢土より倭と名けたることは、むかし此國の人がはじめて彼土に到りたるに、汝が國の名をいかにと問ひかけるを、我が國はやまとと言ふを聞いて、すなはち倭がと聞いて倭と名けたりと見ゆ。漢書に樂浪の東北の海中に倭人あり、百餘國に分つといふ。若し前漢書の時すでに通じけるか。(一書に秦の代より己に通ずと見ゆ)。

後漢書に大倭王は耶麻堆に居すと見へたり。大倭と稱せるによりかく記せるか。

神功皇后が、新羅、百濟、高麗をしたがへ給へるは、後漢の末ざまにあたり、漢地にも通ぜられたりと見へたれば、文字も定めて傳はれるか、一説には秦の時より書籍を傳へたりともいふ。大倭といふ事は、異朝にても、大漢、大唐といふたぐひにて

此國のみほめて言ふにはあらざるべし。唐書に、高宗の咸享年中に、倭國の使、はじめてあらためて日本と號す。其國東にあり、日の出る所に近きをいふと書きのせたり。此事我國の古記には見へず、推古天皇の御時、もろこしの隋朝より使ありて書をおくれり。倭皇とかく、聖德太子みづから筆を取つて反牒をかきたまひしには、東天皇敬白西皇帝とありき。彼の國よりは倭とかきたれど、返牒には日本とも倭ともせられず、是より上代には牒ありとも見へず、唐の咸享の頃は、天智の御代にあたりたれば、まことに中ごろより、日本とかきておくられるにや、また此國を秋津洲といふは、神武天皇が御即位の三十一年に、諸國御巡幸民情を察し給ふたとき、天皇高丘に登りて地形を見給ふて、蜻蛉の灘目咄るが如くあるかなと宣ひしより、此名ありと云ふ。然れども神代に豊秋津根といふ名あれば、神武にはじめざるにや、此外にもあまた名あり、細才千足國とも、磯輪上秀真國とも、玉垣内津國ともいへり。また扶桑國といふもあるが、東海の内扶桑の木あり、日の出るところと見へたり。日本も東にあれば、よそへていへるか、此國にはかの木ありといふこときこへねば、たしか

なる名にはあらざるべし。

凡そ内典の説に須彌といふ山あり。この山をめぐりて七の金山あり。其中間はみな香水海なり。金山の外に四大海あり。この海中に四大洲あり。洲ごとにまた二つの中洲あり。南洲をば膽部といふ。また閻浮提といふ。これは樹の名なり。南洲の中心に阿耨達といふ山あり。山の頂きに池あり。(阿耨達こゝには無熱といふ、外書に崑崙山即ち此山なり)池のかたはらに此樹あり。めぐり七由旬、高さ百由旬なり。(一由旬とは四十里なり。六尺を一步とす、三百六十歩を一里とす。此里を以て由旬を計るべし)此樹州の中心にありて尤高し、依て州の名とす。阿耨達山の南は大雪山、北は葱嶺なり。葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北にあたりては波斯國なり。此膽部洲は、縦横七千由旬を以て數ふれば、二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南海より北海に至るまで九萬里、天竺は正中によれり、よつて膽部の中國とす、地のめぐり又九萬里、震旦ひろしといへども、五竺にならぶれば一邊の小國なり。日本は彼の土を離れて海中にあり、南部の薄命僧正、北嶺の傳教

大師は中州なりとしるされたり。しからば、南州と東州との中なる、遮摩羅といふ州あるべきにや、華嚴經に東北の海中に山あり、金剛山といふとあるは、今の大和の金剛山の事なりと。されば此國は天竺よりも、震旦よりも、東北の大海中にある別州にして、神明の皇統をつたへたまへる國なり。同じ世界の事なれば、天地開闢のはじめは、いつくもかはるべきならねど、三國の説おの／＼ことなり、天竺の説には、世のはじめを劫といふと云々。

我朝のはじめは、天神の種をうけて、世界を建立するすがたは、天竺の説に似たる方もあるにや、されども、これは天祖よりこのかた、繼體たがはずして、唯一種にましますこと、天竺にもそのたぐひなし。かの國のはじめの民主王も、衆のために撰び立てられしより相續せり。又世くだりては、その種姓もおほく亡されて勢力なければ下劣の種も國主となり、あまつさへ五天竺を統領するやからもありき。震旦はことさらみだりがはしき國なり。むかし世すなをに、道たゞしかりしときも、賢をえらびて授くる跡ありしにより、一種をさだむることなし。亂世になるまで、力を以て國を争

ふ、かゝれば、民間より出て、位に居たるもあり、戎狄より起りて國を奪へるもあり。或は累世の臣として、その君をしのぎ、遂に讓りを得たるもあり。伏犧の後、天子の氏姓をかへたること已に三十六、亂の甚しきに至る。唯我國のみ、天地開けし神代より、今の今日に至るまで日嗣を受け給ふ事よこしまならず、一種姓の中におきても自から、傍系よりつたへたまひしすら猶正にかへる道ありてぞたまちまし／＼ける、これ、しかしながら、神明の御ちかひにして、餘國に異なるべきいはれなり。そも／＼神道のことはやすく顯はさずといふことあれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端ともなりぬべし。そのついでをためんため、いさ／＼かろくし侍り、神代よりの理にて受け傳へるいはれを宣べんことをしるしてなんありける。(神皇正統紀)

欲<sup>スル</sup>孝<sup>セント</sup>親<sup>ニ</sup>者<sup>ハ</sup>須<sup>ヘ</sup>忠<sup>ス</sup>君<sup>ニ</sup>。

欲<sup>スル</sup>愛<sup>セント</sup>國<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>須<sup>ヘ</sup>愛<sup>ス</sup>君<sup>ヲ</sup>。

忠<sup>ク</sup>孝<sup>ク</sup>一<sup>ニ</sup>致<sup>ス</sup>君<sup>ニ</sup>國<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>。

我<sup>レ</sup>國<sup>ノ</sup>憲<sup>法</sup>存<sup>ニ</sup>古<sup>ノ</sup>文<sup>ニ</sup>。

【讀方】 親に孝せんと欲する者はすべからく君に忠すべし。國を愛せんと欲する者

はすべからく君を愛すべし。忠孝一致君國一。我が國憲法古文を存す。

【解釋】君とは自分の主人のことである。日本ではツイ維新前までは天皇陛下の倍臣の其又倍臣でさへも、主君と仰ぎ來つたのである。殊に一定の世祿なり、給金を貰ひ、家來と稱する者は、確に其君臣の關係が成立して居たのである。何故かと言へば矢張歐洲の封建時代も同様で、主人の爲とあれば何時でもすぐと武装して、生命を的として敵に馳せ向はねばならぬ義務があつた。其代りに、事のない時には勞働もしないで、悠悠自適して一家安穩に暮すのみでない、常に四民の内でも最上の位置を占め、傲慢に構へ、特に日本では少しでも町人百姓に無禮の行爲でもあれば、立處に其首を切つて無禮打をしたといへば、大抵はそれで済むのであつた。

此の君臣の關係は、ひとり大名家來に限らなかつた、公卿、僧侶、學者、神官のたぐひは勿論、町人百姓の間でも、年期の奉公人は、みな其主人を持つて居たのである。

明治維新となつては、日本國中主君と仰ぐは、唯天皇陛下の御家族と、御一門だけで、他はみな同様に臣籍に入つたのである。又大商店、大會社に使用せられる者

でも、みな社員又は雇員であつて、各其盡す義務に對して、一定の報酬を得るに過ぎないから、昔の如き主従の關係とはないのである。夫れだけ人間各己の權利といふものが回復されたのである。

唯の同胞に主従の關係はない、已に普通選舉法が實施される世の中となつたから、各自の一票を以て、自分の代りに自分の信ずる者を選んで、縣會議員なり、衆議院議員なりを撰び、國家の立法の權にまで、近くことができたのであるから、國民各自が此權利を得たのであるから、又國民としての義務をも、充分に自覺せねばならぬのである。偕自分の親に孝道を盡さんと欲するなれば、天皇陛下に忠ならざるべからざるは古今變りないのであります。左れば、昔平氏全盛の時代、清盛が頻りと暴威を振ふて居た時、其長子重盛は父の横暴を戒しめ、天皇に御味方をして父を諫めたのは、千古の美談として傳へられて居ります。斯くして日本國を愛せんと欲するものは、どうしても君に忠ならねばならぬのであります。乃ち忠孝一致君國一、とは此事である。私が日本國の憲法には他國の夫れに異なり、其第一條に、大日本帝國は萬世一系の天

皇之を統治すとあり。又その第二條にも、皇位は皇室典範の定むる所に依り、皇男子孫之を繼承す。又其第三條に 天皇は神聖にして侵すべからずとあつて 天皇は絶大の大權を有せらるゝのであります。

皇道元來民爲重

中世封建紊一統

黨閥跋扈激民心

聖君宸憂庶民共

【讀方】 皇道元來民を重しと爲す。中世封建一統を紊る。黨閥跋扈民心を激し。

聖君宸憂庶民共にす。

【解釋】 日本國の王道は、昔から民を重ぜられた事は、古代の諸制度を見ても首肯せられることが多い。乃ち天皇が、日本の國民を家族の者の如くに見做され、御自身が其家長の如くあらせられ、國民を親しみ愛撫せられたる證據は歴代の天皇の御製でも分かる。取り分け人皇第二十一代の雄略天皇さまの仰せられた、義は乃ち君臣情は父子とは、其真相を穿つた字句である。

上古は武士もなければ、大名もない、國家に事あらば 天皇が親から惣大將の格で先頭に立ち給ひ、民衆はみな鍬や、鋸や、そろばんを打捨て、干戈を取つて従ふのであつた。又平時は 天皇は重に農事を御獎勵なされ 皇后は常に蠶業に御心を用ひられたのである。中世兵馬の權が一旦下に移り、武門武士なるものが出来てから、源氏とか、平氏とか、新田、足利、北條、織田、豊臣、徳川など黨閥が出来て、互に政權を争ひ、争亂絶へ間なく、之が爲に皇室の御威勢も次第に衰へ、深く宸襟を惱せられ、庶民は常に御同情申上げて居たのであるが、明治の御代となつて、政權は一旦朝廷に復し、歐洲各國の状態に鑑み、五ヶ條の御誓文を立て、神明に誓ひ給ひ、民權を回復し、空前の大改革を御實行遊ばされ今日の御世となつたのである。

歴代聖主好行仁

忠良補佐民歸淳

況復明治聖天子

垂範百王感九垓

【讀方】 歴代の聖主好んで仁を行ふ。忠良補佐して民淳に歸す。況んや復た明治の

聖天子。範を百王に垂れて九垓を感ず。

【解釋】 神武天皇より 今上天皇に至るまで、百二十三代の歴代の天皇は、其御氣質は素より同じからざるべきも、何れも仁君にましまして、國民を愛撫させ給ひ、又君側には常に忠良の臣を近け給ひ、彼等は赤誠を披瀝して補弼の大任を完ふした故に民心はしだい／＼に淳正に歸するものであつた、まして明治天皇さまは、御年十五にして御位に即かせられ、日清、日露の大戦に大勝せられ、今日は歐洲大戦にも、よく勝を制したまひ、平素の御行跡に至つては爰に喋々を要せず、實に後世の帝王たる人に龜鑑を與へ給ひたること、特り我々臣民のみならず、全世界を通じて、其御厚德に感ぜぬものはなからんと思ふ。

近歳狂風捲歐土。

大厦驟破獨塊魯。

或唱平等或民主。

或說共產或廢武。

【讀方】 近歳狂風歐土を捲き。大厦驟ち破る獨塊魯。或は平等を唱へ或は民主。或

は共產を説き或は廢武。

【解釋】 近年大亂が起つて全歐洲に及ぼし、之が爲に久しく歐洲の門閥を以て勢力を振ひ來つた、奧地利亞のハプスブルグ家も、獨逸聯邦の盟主として、歐洲に覇を稱したるプロイスのホヘンツォルン家も滅亡の運命を共にし、曾ては世界の最大強國として知られたる魯國のロマノフ王朝も悲惨の最後を遂げた。而して民心は各其舊王室から離れて、或は社會主義とか、共和主義とか、又は共產主義を説き、又は絶對の平和を主張して、全然武備を廢せんことを唱へるなど、様々に思潮が動搖しつゝある有様である。

一利一害属空論。

畢竟惡政構怨府。

國各有粹開和平。

失之者衰存者榮。

【讀方】 一利一害空論に属す。畢竟惡政怨府を構ふ。國各粹あつて和平を開く。之を失ふ者は衰へ、存する者は榮ふ。

【解釋】 斯く様々の新説を唱へる者あれども扱夫を實行せんとすれば色々の故障が起るのである。一利ありと思へば又一害が伴ふものである。然るに人民が斯る空論に迷はされるに至るは、畢竟するに政を爲すものが誠意に乏しく、悪政を爲すか又は壓制を施すが爲に、政府が衆怨の府となるに因るのである。

元來一國には各建國以來の國粹があつて、此國粹をみがきたて、其特長を發揮する國は榮へますが、其特長を失ふ者は亡びるのであります。

佛國の宗教家で又有名な哲學者の、キリスト傳の著者として令名を博したアルネスト、ルナン氏が、先年佛國のボンに於て、全佛國の道德團體の聯合大會に於て、國家といふ語について定義を與へたことがありました、その定義は少し長たらしい様ではあります、夫れを日本語に譯すると左の通りであります。國家とは一つの魂であります。又一つの道義であります。夫は二つの要素から成つて居ます。

其一つは過去に屬するものである。夫は建國以來其國民の祖先が盡した努力と、拂つた犠牲の歴史的記憶であります。

他の要素は現在に屬するものであります。夫は斯る國に於て、お互に、睦まじく、共存共榮して行こうでないかといふ、國民相互間の契約である。

私は、夫を最も適切な定義であると感心したから、此解の轉結二句に入れたのです。國家といふものは、一朝一夕にできるものでない、皆各其建國以來の國粹といふものがあつて、夫でこそ平和が保たれて行くものである、何時でも思ふ様な理想通りの國が出来ると思ふは、夫は大なる間違であるといふ意味が含まれて居ります。

新説何必盡荒誕。

他山石足攻我瓊。

採長補短祖先法。

吸收同化我人情。

【讀方】 新説何ぞ必ずしも盡く荒誕ならんや。他山の石我が瓊を攻くに足れり。採長補短は祖先の法、吸收同化は我が人情。

【解釋】 社會主義なり、共產主義なり、絶對の平等主義なり、必ずしも盡く荒誕の説ばかりと思つて、全然退けてしまふべきものではない、時としては、其一部の眞

理は之を認めて、社會政策として採用することもあらねばならぬ、所謂他山の石以て我が瓊を攻くべきである。我々の日本國の先祖は、儒教でも佛教でも、又すべて外國から渡來して學術技藝に至るまで、彼の長を採り、我が短を補ふたのである。又日本建國以來、支那、朝鮮、其他からも、多くの異なつた國民が歸化して居るが、決して之を排斥はせんで、我同胞として少しの區別もせんで、吸収同化して居るが、是が大和民族の特長であると思ふ。

嗚呼美哉日東君子國。上下同心一其德。

嗚呼優哉萬世一系君。列聖相承垂功勳。

【讀方】 嗚呼美なるかな日東の君子國。上下心を同ふして其德を一にす。嗚呼優なるかな萬世一系の君。列聖相承けて功勳を垂る。

【解釋】 此の一解四句は、日本國君臣の美点を稱へたのである。日本は古來君子國と言はれた丈けあつて、君臣ともにみな立派な心がけの國であつた。上は御一人の

天皇より、下は市井の細民に至るまで、其德を一にして違ふた事はなかつた。又殊に優れた美点は、萬世一系の 天皇が、二千六百年の久しき、連綿たる皇統を繼がせ給ひ、一百二十三世も、何れも聖德の君にましまして、我が國家の爲に功德を示したまふたのである。尙此の後といへども、千萬代かけてその御厚德を仰ぎ奉らんこと、かしくも又尊とけれ。

辛酉之夏炎燕酷。來謁大廟脫汚俗。

清風颯々掃心塵。靈流潺々洗煩燠。

【讀方】 辛酉の夏炎蒸酷し。來つて大廟に謁して汚俗を脱す。清風颯々心塵を掃ひ靈流潺々煩燠を洗ふ。

【解釋】 今年は辛酉の年である、是は偶然ではあるが、神武天皇さまが建國の始に橿原の宮で、御即位遊ばされた年と丁度干支を同ふして居る、實に日本國創立の、目出度い年柄であるが、この夏は例年に較べると、中々暑氣が酷しかつた、然るに伊勢

の大廟に参拜すると、世間のけがれた俗氣を蟬脱してよい心地がする、殊に神路山の若葉の葉越しの、清らかな風が、そよ／＼と吹いて来て、心の塵を掃ひ、五十鈴川の清らかな流れの水で、顔を洗ひ、口を喇ぐと何とも言へぬ氣持がして、心の中のうるさくあつくるしい氣分を、洗ひ去つた様な氣持がしたのである。

我幸得爲此土氓。 六十餘年浴恩榮。

獨耻寸毫未酬國。 殘軀聊期供犧牲。

【讀方】 我幸に此土の氓たるを得て。六十餘年恩榮に浴す。獨り耻づ寸毫も未だ國に酬ひざるを。殘軀聊か期す犠牲に供するを。

【解釋】 敬天齊自身は仕合せにも、この様な立派な君子國に生れ来て、六十八歳となりまして、色々日本 天皇陛下の御恩命を拜し奉り、敕任官の榮職につき、二十餘年間も明治天皇の下に奉仕しました。この御恩徳に浴しながら、耻かしく思ひますのは、まだすこしもこの國家に對して功勞のないことであります。今はなんの御役に

も立ちませぬ老骨となりましたが、それでもせめて、隱居仕事に、何等かの感化事業にでも、犠牲となつて盡したいと思つて居ります。

願賴皇天神靈威。 磨礪心鏡斷正違。

願吸聖域一團氣。 涵養精神足有爲。

【讀方】 願くは皇天神靈の威に頼りて。心鏡を磨礪して正違を斷せん。願くは聖域一團の氣を吸ふて。精神を涵養して爲すあるに足らん。

【解釋】 私は唯今この靈廟に参拜して、お祈りを致しまするは、高天原に在ます眞神の御神靈の御稜威に頼りまして、この私の心の鏡、乃ち良心をとぎすまして、正邪曲直の判断をする力を養いたいのです。又願くはこの聖域一團の氣を吸ひまして、私の精神を涵養して、何か國家社會の爲に盡したいと願ふのであります。

## 敬天舍叢書

四八

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1、社會主義の襲來と其對策 | 7、頼山陽先生百年祭記念 |
| 2、神道論         | 8、乃木將軍詩歌抄    |
| 3、西征快心編行義     | 9、三十三年の思出    |
| 4、日本教訓詩       | 10、興風第一輯     |
| 5、嶽東先生詩歌小集    | 11、古文孝經      |
| 6、岩崎筑前介       | 12、國體詩       |

## 日本教訓詩目次

- |          |           |
|----------|-----------|
| 一、國體篇    | 二、敬愛篇     |
| 三、敬天塾々歌  | 四、敬天塾々主自箴 |
| 五、敬天塾信念歌 | 六、戒慾篇     |
| 七、後生篇    | 八、戒酒篇     |
| 九、宿命篇    | 十、民權篇     |
| 十一、漸進篇   | 十二、西教篇    |

日本教訓詩は翁畢生の心血を傾け盡せし金玉の大文字なり、國體を明徴にし宗教、倫理道德の本義を明かにし、行き詰れる日本帝國の依つて進むべき方針を明かにせる哲學なり、其筆の赴く所、至誠豪岩讀者をして感憤興起せしむ。

今や大義名分の思想は昔日の如くならず、我等の深憂禁ずる能はず、全憂の諸賢の乞はるゝまゝに翁の十年祭を期して近く版を改め以て世に頒たんとす。

325  
507

昭和十一年十一月一日印刷  
昭和十一年十一月五日發行

(定價金拾錢)

代表者 鹿兒島市職 敬天會同人

編者 岡 積 勇 輔

印刷所

鹿兒島市山下町一  
鹿島縣教育會印刷部  
電話九九七番

不許  
複製

發行所 鹿兒島市 敬天會 舍

終